

令和6年度12月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和6年12月23日（月）

時間：13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 三上 孝行		3 荒木 晃夫	4 服部 耕二
5 種 克也	6 服部 信彦	7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 12名（欠席4名）

	2 服部 鉄也	3 高橋 道明	4 日高 英二
	6 田中 昭文	7 川本 雅雄	8 東 廣司
	10 三上 好文	11 小泉 幹雄	12 三田 誠
13 上田 義憲	14 藤田 兼一		16 和田 清文

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 旧基盤強化促進法第19条による農用地利用
集積計画の公告について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 地域計画目標地図の作成について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

事務局	失礼します。それでは、令和6年度第9回の邑南町農業委員会の総会の方を始めるにあたりまして、始めに大屋町長からご挨拶を頂きたいと思います。よろしくお願ひ致します。
町長	皆さん、こんにちは。
委員さん	こんにちは。
町長	10月に町長に就任しました。大屋です。農業委員さんを始め皆さんには、日頃から大変お世話になっております。ありがとうございます。本来ですと、早くお願ひというか、挨拶に来るべきでしたが遅くなりました。その間に、農協農政会議の方から、農業に関する情報。ですと、農業委員会の皆さんからも情報頂いたと伺っております。どちらにもある要項は、鳥獣被害に対する要項は考えます。森林組合からも山の関係できてますのでできれば、里山周辺の整備と合わせて鳥獣被害以外にもなんとかできれば、少しは前に進められればと思っております。あの特にJAさんの要項の中には、最近でしょうね。しだしたの最近。に関する要項も出てきます。自治体によっちゃ、そこに対して多額の奨励金を出してるところもありますが、邑南町ができるかどうかは別にしまして、そこまでも重要な課題だと認識しております。農業委員会の皆さんにおかれましては。農地の再生利用という事で、日頃から活動していただいております。町長就任するにあたりまして、農地については出来れば今あるのは全ては守りたい。っていう、ちょっとこう贅沢な思いを持っています。あの利便性が高いところだけを何とか守って、そうでないところと分ければっていう、意見なり国の方針、考え方もありますが、この町で、いいところだけとって山際の不便なところは手を付けないっていうことやってきますと、そこが山になってまた鳥獣被害になって、どんどんどんどん不便になってくると、いい場所のためになってくるので、できれば、今、そこがきちっと守る中で、調整なり、農業政策を進めていきたいと思っておりますので、立地所信表明等の中にも、作物ごとの振興策って話をしました。議会の一般質問でも、沢山そこについては聞かれました。その思いは、水稻等については所得を維持する方向で経費を何とか補助するなりと、支援する形で所得を維持したい。で、葡萄のような高収益。単価が高い物については、単価を維持しながら販売価格を高める中で所得を維持する。あの、それぞれの作物特性があった中で、やっていきたいという思いを持っています。一方で、今年のように米価が高いと。やはりこう、値段が高いっていうのは一番ちょっと励みになるっていうことも、いろんな意味で皆さんおっしゃられますので、やはり価格の維持ということには頑張りたいとは思いますが、来年度、まだ時期が盆前か盆後か確定してませんが、道の駅瑞穂の農政整備は終わって新しくオープンしています。町としての、一番の皆さんへの農業振興は道の駅の整備だと思っております。是非、活用して頂く中で販売タイプか販売額を維持して頂ければと思っております。なかなか、毎回毎回来て皆さんにお願ひとか情報提供すればいいんですが、都合がちょっとしか取れなくて大変申し訳ありません。が、一番地域に密着して活動されてる皆さんです。出来れば、年に1回の意見あと要望書の提出はありますが、それのとは別に意見交換

事務局	<p>等しながら地域の実態というのをしっかり把握できて、調整の行政施策が進めればと思っております。今後ご意見いただきながら、一緒に邑南町の農業政策、農地を含め町全般の重要なことですので、身近な一番関わるかどうか、新しく多い産業ですので一緒に進めていければと思います。本日を含めまして、今後よろしくお願い致します。ありがとうございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。町長の方は、ここでご退席されます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、会長さん。よろしくお願いします。</p> <p>はい。すみません。先ほどは、町長の方から挨拶をして頂きまして、進行の方も僕がすれば良かったのに。お礼とかも頂きました。会長挨拶ということですが、先ほど、町長が町と農業員会等の意見交換なりの、要望書だけではなくいう事でいつ頃になるか分かりませんが、目指したいと思います。まあ、11月ぐらいからずっと暖かい日が続いたんですが、今月に入ってぐずついたり寒くなったりして、農作業の方が出来そうな事がある感じですが、なかなか出来んようになって冬らしい天気になってきたんじゃないかと思っております。まあ、雪が降らにやまたやれんし、あまり降ってもらってもやれんような感じだと思っております。</p>
事務局	<p>それでは、本日の欠席者。2番の沖田委員さんから欠席届が出ております。3の議事録署名の指名で、本日は3番の荒木委員さん。4番の服部委員さん、お願い致します。それでは、議題の方に入っていきたいと思っております。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は1件上程されております。事務局の方、読み上げをお願いします。</p>
議長	<p>はい。始めに、申請番号063-17。農地の所在地が市木××、登記地目が田、面積が989㎡。同じく、市木××、登記地目が田、面積が1,088㎡。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は○○○○さん、譲受人は●●●●さんです。以上1件です。</p> <p>はい。ありがとうございます。それでは申請番号063-17の件に関しまして、高木委員さん現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。</p>
13番	<p>よろしくお願い致します。2ページ地図、左側。ご覧になりますと、下の方に市木公民館が示されとると思います。いつも、ケーブルTVで市木の所を必ず出る場所です。これから、真下にちょっと下がってる辺りに普段の土地があります。渡し人の方、○○○○さんと●●●●さん受け人の方。これは本家分家の関係で本家にあたる○○さんの名義の土地を、分家である●●さんにこの度譲るという形のようなのです。今、○○さんがお住まいなられてるのは名古屋の方です。愛知県ですが。元々、本家の方が名古屋に嫁がれて、家住まれることなく、今、土地の名義だけが残って宅地になったままの、向こうで今お住まいされとるんですが、奥さん、子供さん。いずれも亡くなられてまして、一人という事で元気である●●さんの方に所有権を移転する形になっております。今度、受け人の方ですが、受け人の●●さんなんですけど、実は年齢的にもう90歳以上の方です。実際の耕作は、****さん。っていう方がいらっしゃいますが、その方に長年に渡ってこ</p>

	れが〇〇さんの所有の期間もそうでしたが、長年に渡って****さんが引き受けられて耕作を進めた形になると思います。あの土地見ましたけども、今年もちゃんと管理が出来て綺麗な形で見ました。難しい点はないと思います。よろしくお願ひ致します。
議 長	はい。ありがとうございます。推進、日高さん。付け加えることは。
推 4 番	特にありません。よろしくお願ひ致します。
議 長	はい。ありがとうございます。只今、説明がございました 063-17 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願ひ致します。
	はい。どうぞ。
6 番	あの、ちょっとお聞きしたいんですけど。今度、受けられるこの●●さんって方の、まあ突っ込んだ話になるんですけど、この方のまた後継者の方っていうのはどうなんでしょうか？ご高齢だって、ちょっとお聞きしたんで。実際のところ。
1 3 番	あの、子供さんはいらっしゃいます。
6 番	ああ、そうですか？
1 3 番	はい。あの、子供さんいらっしゃいますけども、娘さんで結婚されておると。
6 番	ああ。そうですか。
1 3 番	はい。ちょっと苗字が変わるんですけど。
6 番	町内じゃないんですか？
1 3 番	町内ではないです。
6 番	ああ。
議 長	他に意見はございますでしょうか？
事務局	はい？
議長	えっと。あの、変わってんですかいね？昔の耕作要件というのは、もう変わって、もうこうふうになった？という事です？
事務局	はい。あの、その辺りは緩和されておりました、あとあの、先ほど高木委員さんの方からもありましたが、娘さんとそれからそのご主人さんの方。とが一応あの書いてあるんですけど、再々こちらの方に帰って来られるそうで、そのあとの管理とかも自分たちも参加するという事で申請書とか、話の方には一応、労働、農作業に従事するという形を出して頂いております。
7 番	はい。
議 長	はい。
7 番	それじゃあ、**さんには、作業委託出しとるん？
議 長	はい。高木委員さん。 作業委託いう形になったという感じですが。そういう形で？で、ある程度、自分も、作業します。で、おおまかなところは作業。石橋さんに作業委託と？いう形？
事務局	そうですね～。えっと、事務局とすれば、作業委託の話はごめんなさい。伺ってはないんですけども、ご家族で、一応娘さんとかも近隣におられて一緒にやるという事でお話の方は伺っておるので。あの、メインは**さんという方がされ

議 長	<p>るといふかほとんどは、これから多分、この3条の關係の後に、また多分**さんと話をされるんではないかなというふうに思います。</p>
7 番	<p>椿委員さん。よろしいですか？</p>
議 長	<p>はい。 他になければ。質問等がございますでしょうか？ (意見質問なし)</p>
議 長	<p>ないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。申請番号 063-17 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、今月は1件上程されています。事務局、よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。申請番号 065-12 ですが、すみません。皆さん方に事前にお送りしていた資料の担当員一覧の方で 065-11 としておりました。申し訳ありません。あの訂正の方をお願いします。正しくは 12。議案書の方の 12 が正しいです。申し訳ありません。</p>
議 長	<p>それでは、065-12 について、申請番号 065-12。農地の所在は井原××。登記地目が畑。面積が 727 m²。有償の所有権移転です。譲渡し人は□□□□さん。譲受人が■■■■さんです。転用目的は、従業員の駐車場及び資材置場です。申請理由は、隣接する従業委員用の作業所、休憩所の駐車スペース及び資材置場として利用する為です。所要面積ですが、土地造成が 727 m²、駐車場 8 台が 371 m²、残りが資材置場 356 m²です。この土地は、第2種農地です。農用地区域外です。農地法施行規則第33条第4項により許可できものと判断しております。以上1件です。</p>
1 1 番	<p>はい。ありがとうございます。それでは、申請番号 065-12 の件に関しまして宮本委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願い致します。 それでは、よろしくお願い致します。065-12 の件で、有償の所有権移転という事で。さる 21 日土曜日ですか？私と、藤田推進委員とこの譲受け人の■■さんと 3 人で現地確認を行いました。この譲渡し人の□□さんは、今広島に住まれておって、子供さんも東京。長男さんが東京で娘さんが広島の方に嫁いでおられて、もう、こっちの方の田んぼやら山もいらないと、息子さんのお嫁さんが言うんでどうにか手放したい。□□さんも 87 歳ですか？の高齢で、実は 7、8 年前に脳梗塞をやっててですね、左手全体がもう動かないような状態で。あれまでは、帰って畑とかやられとったんですが、もう車の運転も出来んし、奥さんとも週に 10 日に一遍くらいですかね？帰って、家の周りの草刈りなんかされとったんですが、奥さんもう高齢で車の運転、広島からここまではようせんような事で、空き家であるところも勿体ないんで、誰か買ってくれんかいうんで、町の方の空き家バンクのとっからの紹介で■■さんが、ほいじゃ私がいう事で家もこの畑も一緒に買われる予定であったそうです。この譲受け人の■■さんは、以前、若いとき森林組合に務められとって、現在は 4 人くらいですね。木を切って歩くような会</p>

社をつくられております。まあ、あの市木の方に事務所が兼自宅やられとるんですけど、まあどうしても、市木の方だと人の出入りが難しいという事で、こういった土地を探して、丁度そこに井原にあったという事で話しを進めておられたようです。場所については、下の地図を4ページの地図を見て頂きますと、これは中央にずっと大きな太い線、これは国道261号線で上の方へ、地図の方へ行きますと川本方面。皆井田へ行く方向になつとります。ほいで、下の方は広島方面へ向かう道で、ここにある、ここに一番下とこに井原駐在所というてありますよね。それたあ、100mぐらい行つたところの場所になります。道路に国道に面したところで非常に便利の高的いところで、今度事務所を。この宅地の方を事務所にして、ここに駐車場をつけて、ここで活動を活発にしていこうと。まあ、あの仕事の方も今順調で、なかなか年齢も若くてまだ44,5ぐらいかね?というような方で、やっている方です。まあ、21日にいうような話をする中で、今から木を切る仕事が増えてくるといふ事で、従業員もちょっと増やしてですね、あっちこっち町内はおろか、まあ広島地部だから、出雲の地方まででね仕事をずっと受けて歩いとるような今事だそうです。いうて、今ここを事務所兼駐車場でやっていこうと思う。いうて言われておりましたんで。あのチェックシートに合わせても、排水も家の前からずっと国道への便利、ずっと奥後ろに今溝がありまして、そこへちゃんと流れるようになつとりますんで、周りについての問題はないと思いますんでよろしくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございます。藤田推進委員さん、何か付け加える事はございますでしょうか?

推14番 別にありません。よろしく申し上げます。

議長 はい。ありがとうございます。それでは、先程説明して頂きました申請番号065-12の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言の方お願い致します。

(意見質問なし)

議長 ございません、ありませんでしょうか? ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号065-12の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。

続きまして、議案第3号旧基盤強化促進法第19条による農用地利用集積計画の公告について。今月は1件ございます。読み上げはいたしません、質問がある方は挙手をして、質問の方お願い致します。

～ご覧中～

議長 質問等がなければ、採決の方に入りたいと思います。

申請番号16の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。

続きまして、報告第1号農地法第3条の3の規定による相続等の届出について。

議長 事務局	<p>5件出とります。質問等ございましたら、挙手をしてお願い致します。</p> <p>～ご覧中～</p> <p>質問等がないようでしたら、報告ですので、次の報告にいきたいと思います。続きまして、報告の第2号地域計画の目標地図の作成について。事務局の方、説明をお願い致します。</p> <p>はい。失礼します。報告第2号の地域計画の目標地図の作成についてという事で、説明をさせていただきます。昨年度からですね、農業委員会の皆様方には地域計画の策定に向けてですね、地域の担い手の方々に調査票の方を書いて頂いたりですね。話し合いの場に出て頂いたり等、ご協力をいただきとりましてありがとうございます。この度ですね、地域の中山間の集落協定とか集落の方から挙がってきた地図と、それから農業委員の皆様方に担い手という事で、聞き取りをして頂いた方々の内容をですね、目標地図という事で地図。航空写真のですね、地図に落とされた物が、一応、あの素案という形で出来ましたので、今回ちょっと報告させて頂こうと思います。ちょっと、すみません。これ、一例で阿須那、公民館単位でですね、作成の方をしていくという事で進めているんですけども、阿須那地区になります。これ、全体を撮しているの非常に小さいんですけども、色が付いているところが、担い手の方が今集積されてる所になります。ちょっと、ごめんなさい。細かいので、少し拡大した地図にさせて頂いて。これ、今、真ん中らへんちょっと動いている所が、公民館とか中学校とかですね、小学校。阿須那のですね。あるところになります。この色が付いている所が、一応中山間の方々にアンケートを取って、今後、維持して行きたい。まあ、守って行きたい。10年後に向けてですね。農地ということを出して頂いた、箇所になりまして。更に、白いところはですね、今、個人の方がやっておられるところ。で、色々、色が付いている所が、皆さん方にあたって頂いた地域の担い手の方が、今管理されてる所という事で、色分けをこのような形でしております。担い手のAさんが赤色。Bさんが黄色。Cさんが緑ってというような形で、この地図と計画ですので、今後面積がどのくらいあって、担い手さんにどの程度集積していくってというような内容の計画、まあ文字が書いてあるような物と合わせて地域計画っという形で、完成に向けて進めていければなというふうに思っております。今回、農業委員会の方でこうやって報告させて頂いておるのが、一応、目標地図の作成っていうのは農業委員会の方でかメインで行ってくださいという事で、一応、国の方とここからはですね通知が来ております。そういった事もありまして、この場で今こういう形で目標地図、ある程度完成しましたという事で、この方向で進めていければという報告をさせて頂いて、同じ産業支援課、事務局があるんですけど、市町村に農業委員会から目標地図を提出する、したという形をとらせて頂ければなというふうに思っております。これ阿須那なんですけど、公民館単位で作っておるので12地区あります。また、ごめんなさい。ちょっと今日はですね。印刷してもちょっとすごく細かくて、見にくいかなあという事で紙の資料ではなくて、前の方に映しております。今後、拡大してですね。もう少し見やすい形とか、あと自治会ごとくらいの大きさに、これも自治会くらいの大きさにしている物なんで</p>
---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

すけど、そういった形で、もう一度皆さん方の方にお返しして、またその修正とか、付け加えたりっていうものをしていきながら、最初に説明した文章とかも付けて最終的に地域計画に完成をめざしていきなりたいと思っております。この地域計画が出来たらですね、農業委員会の中の、今までも多分説明とかがあったと思うんですけども、先程、議案でもあった利用権設定ですね。旧基盤法の。それではなくて、もうあの機構。中間管理機構通じた利用権設定のみ、がなりまして相手相対での利用権設定というのはもうなくなります。で、機構を通じた利用権設定になるので、今は相対で皆様方に諮って、利用権の設定をこれで報告でいいですか？というような事をお諮りしているんですけども、今後は農業委員会は、その確認のみ。になって、報告は中間管理機構がするような形に変わっていきます。で、その際に、じゃあ何を持って確認とか判断をしていけばいいかっていうところで、この地域計画の中に位置付けられている農地かどうか。色が付いているか、白色かっていうところで判断をして頂くのと、原則は担い手の人に集積をしていきます。という事なので、例えば赤色の担い手の方が、どんどん実態は分からないですけど、集積していくっていうので利用権の設定していくっていう事については、基本的にはOKで地域計画を進めていく上でOKっていうような形で承認していくっていうような、考え方のもとに利用権設定も進めていくようになります。その他、転用とかですね、4条、5条についてはこの地域計画の目標を達成するのに妨げにならないという事がまた出てきますので、例えば極端に言えば、この色が全く付いてない農地とかを転用するっていうのであれば、もう特に問題なく今まで通り、総会にかけてお諮りはするんですけども、問題なくですね、スーッと進んでいく。逆に、色が付いているような所が相談とかで挙がってきた場合は、目標地図に載ってるんで、あのそういった相談があった場合はですね、地図に載るとるんで地図とから例えば外すっていうような作業もですね、今後出てくると思います。またこれはですね、地域計画の策定とか地域にまた、今、説明会等ですね今後実施していくというふうに考えておりますので、そういった会議、また出席して頂いて、もう少し詳しい今後の方向性とかですね、その場で説明ができればと思います。とりあえず、本日は目標地図がある程度完成しましたという事で、皆さん方に報告をさせて頂きたいと思いました。以上です。

議長

はい。ありがとうございます。ですから、直営が農業委員会の仕事がとりあえず・・・。

事務局

とりあえず、一段落ということ。はい。

議長

はい。ありがとうございます。

議 長

えっと、それでは5番のその他です。

(その他)

(1) 事務連絡

(2) その他

次回の総会は、1月21日（火）13：30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印